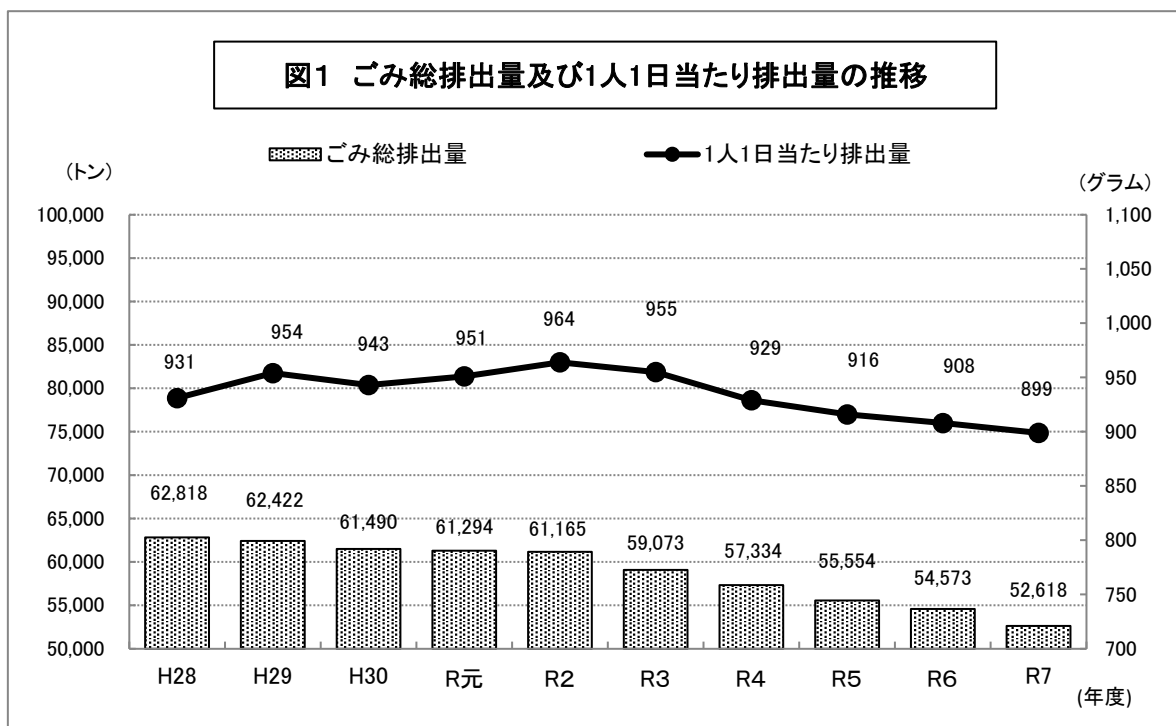


第3章 ごみ処理事業

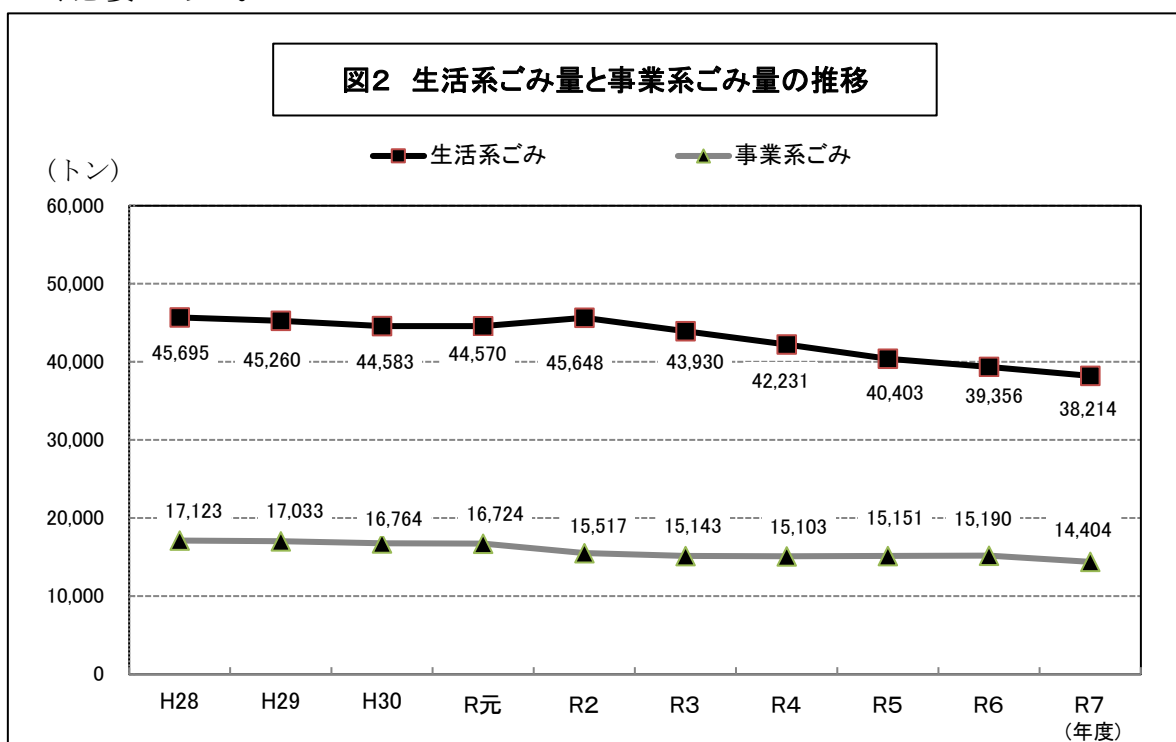
1 ごみ処理事業

(1) ごみの排出・処理状況

令和7年度に市民等が排出した燃えるごみや再生資源などのごみ総排出量は52,618トン、1人1日当たりのごみ排出量は899グラムであった。(図1)



排出形態でみると、令和7年度の生活系ごみは38,214トン、事業系ごみは14,404トンとなり、令和6年度と比較して、生活系ごみは減少傾向にあるが、事業系ごみはほぼ横ばい状態である。(図2) このことから、市民のごみ減量化意識の高まりにより、生活系ごみが減量し、1人1日当たりごみ排出量が減少していると考えられる。今後は、事業系ごみの減量化に向け、さらなる取り組みを行っていく必要がある。

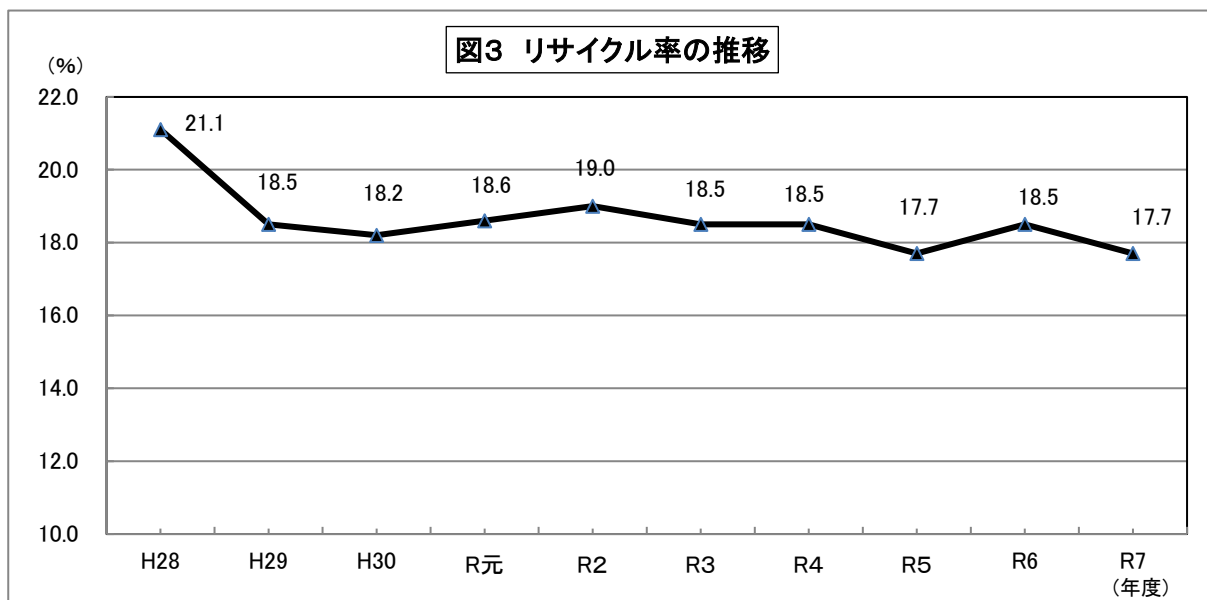


(2) リサイクルの状況

令和7年度におけるごみの総処理量は、委託収集や直接搬入によるごみの直接焼却量が49,165トン、委託収集や直接搬入を通して粗大ごみ処理施設及びその他資源化等を行う施設の処理量が3,270トンであった。また、学区回収、市民団体回収及び民間事業者により直接資源化処理された量が4,280トンとなり、全体で56,715トンのごみ等の処理処分を行った。

再生利用量については、分別収集により直接資源化された量及び中間処理後の再生利用量の合計は7,156トン、そのほか市民団体回収による資源化量が27トン、民間事業者による店頭回収等資源化量が2,854トンとなり、全体で10,037トンの資源化が進められた。

令和6年度と比較して、民間事業者の資源化量が減量したため、令和7年度のリサイクル率は17.7%と前年度を下回る結果となった。(図3) 資源化量が減量した主な要因は、民間事業者による廃材の木材チップ化量が大幅に減少したことによるものである。



$$\text{リサイクル率 (再生利用率)} \quad (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(3) 事業概要

ア 家庭ごみの収集

家庭から排出されるごみの種類は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ（小）」、「粗大ごみ（中・大）」、「有害ごみ」ほか、「再生資源」の区分により収集している。

これは、循環型社会形成に向けて、ごみの排出抑制、減量化・資源化のより一層の促進、収集システムの効率化及び環境問題への適切な対応などを図っていくため、平成14年6月1日、燃えるごみの指定袋による有料化、粗大ごみの戸別有料収集、燃えないごみと有害ごみの分別などを内容とする新しいごみ収集システムをスタートさせたことによる。

イ 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、一般廃棄物を「事業系一般廃棄物」として区分し、事業者自ら処理するよう指導するとともに、日立市一般廃棄物処理業許可業者に対して、適正に収集運搬業務を遂行するよう指導を行っている。

ウ ごみ処理施設

ごみ処理施設は、4 か年継続事業（平成 9 ～ 12 年度）により平成 13 年 3 月に新ごみ処理施設（焼却炉 100 t / 日 × 3 基、灰溶融炉 20 t / 日 × 2 基）が完成・供用開始後、現在に至るまで定期的なメンテナンス等を通して適正処理に努めている。

また、長寿命化を図るため、平成 29 年度に日立市清掃センター廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、令和 2 年度から 3 か年継続事業にて基幹的設備改良工事に取り組んだ。

エ 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設（40 t / 日）は、平成 4 年度（平成 4 ～ 6 年度）からの 3 箇年継続事業で建設し、平成 6 年 11 月に完成、供用開始後、現在に至る。

令和 4 年 2 月 25 日、破碎機が故障停止。以後、手分別解体・圧縮と外部委託を併用し処理している。

オ 最終処分場

現在稼働している滑川山処分場（一般廃棄物最終処分場、公共工事等廃棄物処分場）は、公共工事等廃棄物処分場が平成 7 年 7 月 3 日から、一般廃棄物最終処分場が平成 8 年 4 月 1 日から供用開始し、現在に至る。

カ ごみの減量化・資源化

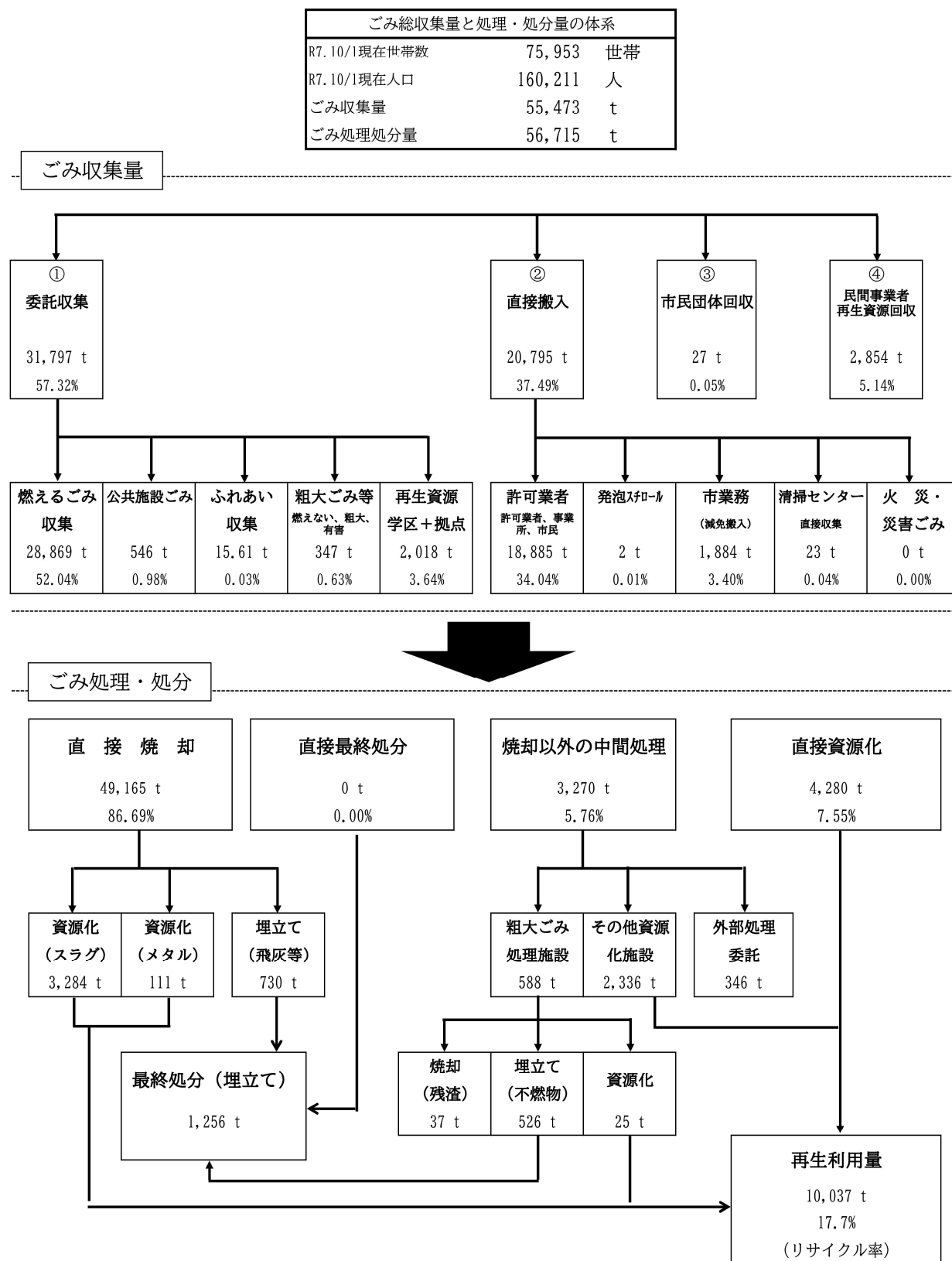
ごみの減量化・資源化の主な取組としては、4 R の推進をベースとして、再生資源の分別回収（学区回収）や生ごみ処理機器設置奨励金の支給、エコ・ショップや公共施設等での紙箱類・ペットボトル、使用済小型家電、使用済食用油、ビン類などの拠点回収等に取り組んでいる。

キ ごみの適正排出

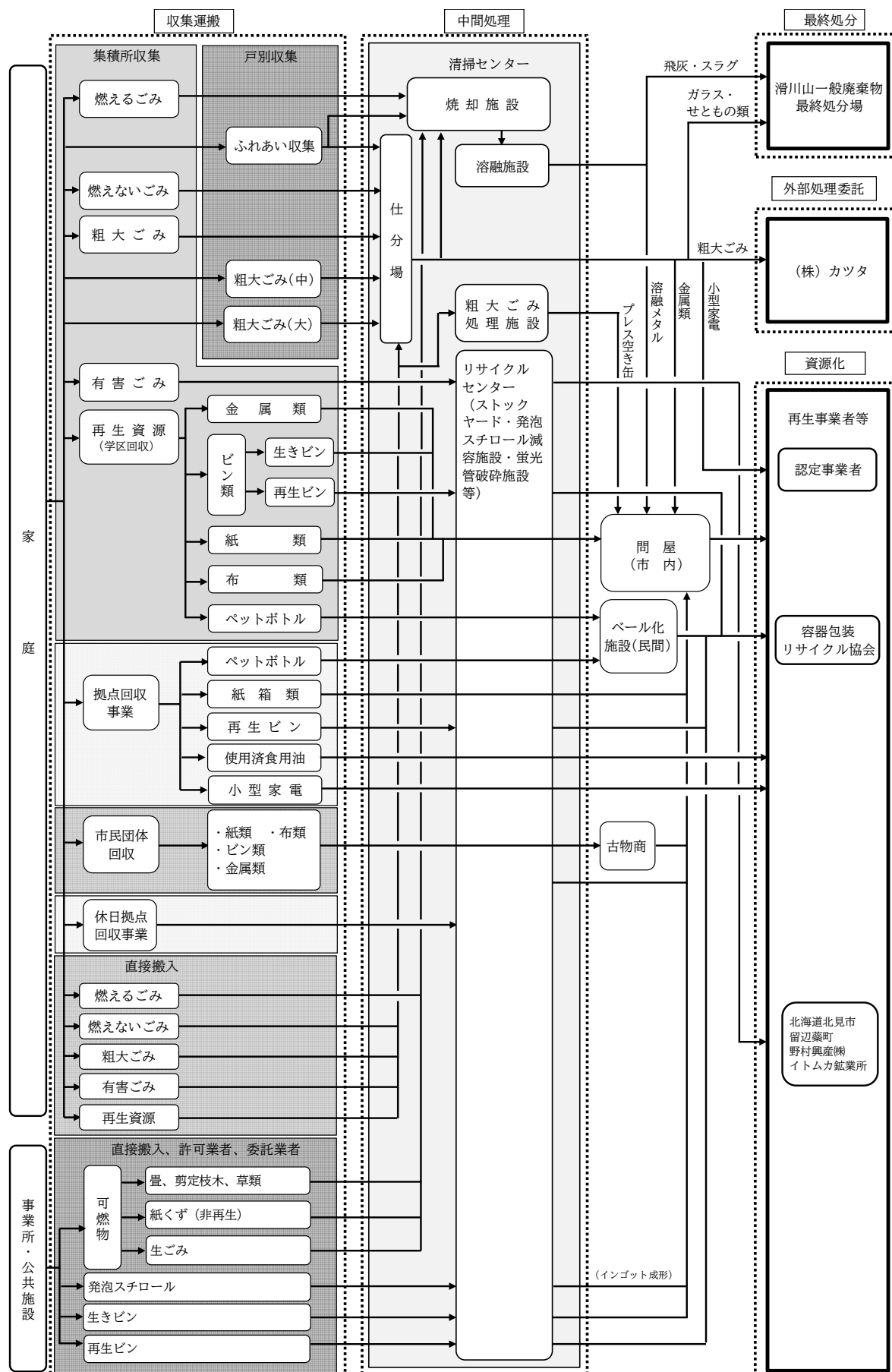
ごみの適正排出を図るため、住民に対してごみカレンダーやごみ処理ハンドブックの全世帯配布、ケーブルテレビやコミュニティ FM での放送、各種イベント参加を通じた広報・啓発活動を行っている。また、外国人に向けたごみの適正排出の周知方法として、多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用し、外国語に翻訳したごみ処理ハンドブックを配信している。

(4) ごみ処理体系

ア ごみ収集量と処理・処分量内訳〈数値：令和7年度実績〉



イ 日立市の廃棄物及び資源化の体系（令和8年3月31日現在）



※集積所及び戸別収集対象品目は、清掃センターへ自己搬入可。

2 ごみ収集

(1) 家庭ごみの集積所収集

家庭ごみの収集は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ(小)」、「有害ごみ」、「再生資源」の区分により、集積所から回収している。

集積所は、使用者が場所を選定し、市に申請をして設置している。

ここ数年、燃えるごみ集積所の数が増加傾向にあり、その要因として、新たな集合住宅の建設及びミニ開発等の宅地造成に伴う新設、町内会からの脱会による集積所の分散などが挙げられる。

令和8年4月1日現在

種別 区分	収集回数	収 集 方 法	集積所の数 (箇所)	収 集 品 目	集積所設置 の目安
燃えるごみ	週2回	集 積 所 (指定袋・処理券)	6,835	生ごみ、資源にならない紙くず、ビニール・プラスチック類、庭木の剪定枝など	10世帯に 1か所
燃えないごみ	月1回	集 積 所 (指定袋)	1,488	陶磁器類、コップ類、耐熱ガラス製品、板ガラスなど	50世帯に 1か所
粗大ごみ (小)	月1回	集 積 所 (指定袋)	1,488	小型家電、時計、カメラ、ホッチキス、電卓など	50世帯に 1か所
粗大ごみ (中・大)	随 時	戸 別 収 集 (処理券)	—	タンス、応接いす、ベッド、学習机、自転車、鏡台など	戸別収集
有害ごみ	月1回	集 積 所 (任意・透明袋)	1,488	蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計	50世帯に 1か所
再生資源	月1回	集 積 所	1,488	金属類、紙類、ビン類、布類、ペットボトル	50世帯に 1か所

※平成28年度に燃えるごみ集積所全箇所調査を実施し、集積所数を修正した。

(2) ごみ処理関係車両

令和8年4月1日現在

			一部委託業者 所有車両	市公用車のみ	全車両とも 委託業者所有	
業務内容	車 両	最大 積載量	清掃センター 業務用	滑川山処分場 業務用	集積所収集 運搬業務用	合 計
燃えるごみ収集	塵芥車 (パッカー車)	2 t 以下			8	8
		2 t 超			27	27
公共施設ごみ収集	塵芥車(パッカー車)	2 t 超			11	11
	トラック				4	4
再生資源回収 粗大ごみ(小)等 収集	塵芥車(パッカー車)				3	3
	トラック				10	10
不法投棄物回収用 分別収集指導用	ダンプ(天蓋車)	2 t	1			1
	トラック	1.25 t	1			1
	軽トラック		4			4
	軽自動車(ワゴン)		1			1
仕分業務等整理用	ダンプ	4 t	1			1
		3.5 t	1			1
	フォークリフト		2			2
	ホイールローダー		2			2
埋立地整備用	ホイールローダー			1		1
	パワーショベル			1		1
焼却残渣類搬出用	ダンプ	5.7 t	1			1
処分場整備用	トラクタショベル			1		1
事 務 用	ライトバン		1			1
合 計			15	3	63	81

3 ごみ収集量及び処理処分量

(1) 令和7年度ごみ収集量及び処理処分量

ア ごみ収集量

区 分	収集量(kg)	月平均(kg)	比率(%)	備 考
委託(計画)収集	31,796,325	2,649,732	57.32	
燃えるごみ	28,869,090	2,405,758	52.04	
公共施設ごみ	546,370	45,531	0.98	
ふれあい収集	15,610	1,301	0.03	
粗大ごみ等	347,450	28,954	0.63	
燃えないごみ	131,670			
粗大ごみ(小)	86,000			
粗大ごみ(中・大)	109,220			
有害ごみ	20,560			
再生資源	2,017,805	168,188	3.64	
学区回収(清セ搬入)	444,430			
学区回収(問屋搬入)	1,399,345			
休日拠点回収	8,970			月1回搬入
ボックス拠点回収	165,060			
直接搬入	20,794,872	1,732,906	37.49	
許可業者	11,739,000	978,250		
事業系	11,014,390	917,866		
生活系	724,610	60,384	34.04	大宮地方環境整備組合からの受入れごみ154,290kgを含む。
事業所(事業系)	956,839	79,737		
市民(生活系)	6,189,420	515,784		
学校給食牛乳パック(事業系)	0	0	0.01	再生資源
発泡スチロール(事業系)	2,193	183		再生資源
市業務〔注1〕	1,884,410	157,034	3.40	
清掃センター直接収集	23,010	1,918	0.04	減免
火災・災害ごみ(市民持ち込み)	0	0	0.00	
再生資源市民団体回収	26,937	2,245	0.05	団体報告量
民間事業者回収〔注2〕	2,854,063	237,839	5.14	再生資源
合 計	55,472,197	4,622,722	100.00	

〔注1：市業務〕

- ①市関係各課が直接又は業務委託により清掃センターへ搬入した量(搬入手数料は減免)
- ②市清掃センター及び市廃棄物減量推進課の各種家庭ごみ収集運搬業務は、『委託(計画)』収集に区分するため、「市業務」には含めない。
- ③市清掃センターが不法投棄物を収集し搬入した量は、「市業務」には含まず、『直接収集』に区分する。

〔注2：民間事業者回収〕

- ①民間事業者による再生資源回収(P41)に記載の回収量
- ②エコ・ショップの民間事業者による店頭回収
- ③造園業者による剪定枝木の破砕(チップ化)処理量

イ ごみ処理処分量

区 分	処理処分量(kg)	月平均(kg)	比率(%)	備 考
直接焼却	49,164,667	4,097,056	86.69	全量 49,205,240kg
直接最終処分	0	0	0.00	
焼却以外の中間処理	3,269,813	272,484	5.76	
粗大ごみ処理施設	588,010	49,001		
可燃物	36,640	3,053	焼却処理	
不燃物	526,450	43,871	埋立処理	
スチール缶	24,920	2,077	プレス空き缶	
その他の資源化等を行う施設	2,335,963	194,664		
処理不適鉄くず	366,930	30,578		
健康器具類	10,820	902		
アルミ類	53,010	4,418	アルミ缶のみ	
非鉄金属	36,780	3,065		
新聞	56,530	4,711		
雑誌類(雑紙含む)	215,170	17,931		
段ボール	196,330	16,361		
紙パック	0	0		
布類	48,830	4,069		
ペットボトル	14,840	1,237		
無色カレット	314,040	26,170		
茶色カレット	272,690	22,724		
その他の色カレット	156,620	13,052		
生きビン(ビールびん)	1,055	88		
発泡スチロール溶融物	2,400	200		
小型家電	417,570	34,798		
ステンレスくず	10,520	877		
穴開け済みスプレー缶	12,880	1,073		
ボックス拠点回収	75,840	6,320	焼却処理する残渣 3,933kg	
廃バッテリー	820	68		
その他〔注1〕	72,288	6,024		
外部処理委託	345,840	28,820		
直接資源化	4,280,345	356,695	7.55	
アルミ缶	63,960	5,330		
スチール缶・鉄類	138,330	11,528		
新聞	448,140	37,345		
雑誌	257,340	21,445		
段ボール	310,470	25,873		
紙パック	4,170	348		
布類	97,560	8,130		
ペットボトル	78,480	6,540		
ビールビン	895	75		
市民団体回収	26,937	2,245		
民間事業者回収	2,854,063	237,839		
合 計	56,714,825	4,726,235	100.0	

〔注1〕その他は、不法投棄回収物と有害ごみの蛍光管など外部専門事業者に再生処理を委託しているもの。

ウ 直接資源化及び中間処理後の再生利用量と売却による歳入額

区 分	再生利用量(kg)	売却による歳入(円)	備 考
焼却施設	3, 395, 300	39, 343, 370	
スラグ	3, 284, 040	—	滑川山処分場で再生利用
熔融メタル	111, 260	39, 343, 370	
粗大ごみ処理施設	24, 920	1, 023, 861	
プレス空き缶	24, 920	1, 023, 861	スチール缶処理
その他資源化等を行う施設	2, 335, 963	49, 659, 512	
処理不適鉄くず	366, 930	11, 741, 991	
健康器具類	10, 820	61, 516	
アルミ類	53, 010	9, 940, 970	
非鉄金属	36, 780	14, 168, 666	
新聞	56, 530	1, 909, 935	
雑誌類(雑紙含む)	215, 170	4, 887, 260	
段ボール	196, 330	3, 954, 169	
紙パック	0	0	
布類	48, 830	1, 129, 772	
ペットボトル	14, 840	—	容リ協引取(有償入札)
無色カレット	314, 040	—	容リ協引取(有償入札外)
茶色カレット	272, 690	—	容リ協引取(有償入札外)
その他の色カレット	156, 620	—	容リ協引取(有償入札外)
生きビン(ビールびん)	1, 055	3, 315	
発泡スチロール溶融物	2, 400	53, 944	
小型家電	417, 570	279, 455	
ステンレスくず	10, 520	413, 119	
穴開け済みスプレー缶	12, 880	297, 044	
ボックス拠点回収	75, 840	764, 236	歳入は紙箱類、使用済油
廃バッテリー	820	54, 120	
その他	72, 288	—	イ表〔注1〕参照
直接資源化	4, 280, 345	8, 902, 984	
学区回収	1, 399, 345	8, 902, 984	
アルミ缶	63, 960	3, 517, 800	
スチール缶・鉄類	138, 330	912, 978	
新聞	448, 140	2, 440, 510	
雑誌	257, 340	560, 406	
段ボール	310, 470	1, 350, 699	
紙パック	4, 170	13, 761	
布類	97, 560	102, 586	
ペットボトル	78, 480	—	容リ協引取(有償入札)
生きビン(ビールびん)	895	4, 244	
市民団体回収	26, 937	—	
民間事業者回収	2, 854, 063	—	
合 計	10, 036, 528	98, 929, 727	

エ その他の歳入額

区 分	歳入額	摘要
ごみ搬入手数料	175,355,095 円	清掃センターへの直接ごみ持込み
容器包装リサイクル協会再商品化合理化 拠出金	156,877 円	カレット及びペットボトルの引取り
容器包装リサイクル協会有償入札拠出金	7,319,521 円	ペットボトルの引取り

(2) 年度別ごみ収集量等

ア ごみ収集状況

(単位：t)

年度 種別		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
委託 (計画) 収集	燃えるごみ	33,517	32,593	31,045	30,048	28,869
	公共施設ごみ	560	573	585	575	546
	ふれあい収集	3	5	9.61	13.38	15.61
	粗大ごみ等※1	474	432	422	389	347
	再生資源	2,721	2,543	2,343	2,156	2,018
直接搬入		21,742	21,153	21,099	21,365	20,795
計		59,017	57,299	55,504	54,546	52,592
市民団体資源回収		56	57	50	27	27
総収集量		59,073	57,356	55,554	54,573	52,619

※1 粗大ごみ等は、粗大ごみ+燃えないごみ+有害ごみ収集量の合算値。

(注) 民間事業者回収量(資源化量)は含めていない。

イ ごみ処理処分状況

(単位：t)

年度 種別		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
直接焼却		54,050	54,176	51,967	50,997	49,165
直接最終処分		2	0	0	0	0
焼却以外の中間処理		4,444	3,695	3,359	3,410	3,270
直接資源化		5,248	5,432	4,380	5,159	4,280
合計		63,744	63,303	59,706	59,566	56,715

ウ 施設ごと中間処理後の再生利用量

(単位：t)

種別 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
焼 却 施 設	3,875	3,834	3,654	3,481	3,395
粗 大 ご み 処 理 施 設	506	30	26	24	25
その他の資源化等を行う施設	2,154	2,348	2,494	2,387	2,336
合 計	6,535	6,212	6,174	5,892	5,756

エ 焼却残渣の処分状況

(単位：t)

種別 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
(埋立)飛灰	617	639	588	576	561
(埋立)溶融不適物	448	289	278	141	168
(埋 立)小計	1,065	928	866	717	730
(資源化)スラグ	3,722	3,683	3,536	3,375	3,284
(資源化)メタル	153	151	118	106	111
(資源化)小計	3,875	3,834	3,654	3,481	3,395
合 計	4,940	4,762	4,520	4,198	4,125

オ 最終処分量

(単位：t)

種別 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
直 接 最 終 処 分	2	0	0	0	0
焼 却 残 渣	1,065	928	866	717	730
処 理 残 渣	1,079	639	554	537	526
合 計	2,146	1,567	1,420	1,254	1,256

※ア～オ 数字は全て四捨五入により端数処理している。

(3) 1人1日当たりの排出量

ア 生活系・事業系排出量

(単位：g)

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
生活系ごみ	703	684	669	655	653
事業系ごみ	242	245	250	253	246
合計	945	929	919	908	899

※参考（生活系・事業系排出量の人口は当該年度の10月1日現在の常住人口）

イ 燃えるごみ排出量

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
燃えるごみ収集量(t)	33,517	32,593	31,045	30,048	28,869
1日1人当たり 燃えるごみ排出量(g)	533	542	517	500	498
人口(人)	169,474	167,501	164,538	164,676	158,742

※参考（燃えるごみ排出量の人口は当該年度の次年度4月1日現在の常住人口）

(4) リサイクル率〈再生利用率〉の状況

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
リサイクル率(%) 〈再生利用率〉	18.5	18.5	17.7	18.5	17.7

$$\text{リサイクル率} \quad (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

〈再生利用率〉

(5) ごみ組成

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日環整95号・改正平成2年2月1日衛環第22号）に基づき、ごみピット内の燃えるごみの組成調査を実施している。

(単位：%)

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
紙・布類	45.2	42.8	45.9	41.6	42.2
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	35.1	29.0	29.7	28.8	29.0
厨芥類	10.0	10.8	10.3	8.3	10.4
木・竹・わら類	5.9	8.2	8.4	11.7	7.9
不燃物類	1.1	4.0	2	3.2	3.1
その他	2.7	5.2	3.7	6.4	7.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※数値は、年6回測定結果の平均値。

(6) 生活系燃えるごみ組成調査

令和元年度に、家庭用の集積所に排出された燃えるごみの組成調査を行った。燃えるごみとして処理できるものの割合は約 90%で、1 年を通して全体の約 70%を厨芥ごみ、紙類、プラスチック類が占めた。

(単位：%)

項目 \ 調査月	5 月分	8 月分	11 月分	2 月分	平 均
厨芥	30.89	36.94	36.04	35.51	34.85
皮革類	0.58	0.58	2.32	0.19	0.92
木製品	0.46	0.53	1.36	0.54	0.72
草、枯れ葉類、枝木	13.27	5.62	4.77	4.16	6.95
紙おむつ	5.80	4.26	3.30	5.25	4.65
ゴム製品	0.39	0.09	0.27	0.22	0.24
布製品	2.34	3.21	2.23	1.82	2.40
紙類	15.08	16.51	15.43	16.15	15.79
タバコ	0.16	0.27	0.28	0.18	0.22
プラスチック類	22.19	21.98	22.62	23.25	22.51
燃えるごみ以外	8.84	10.01	11.38	12.75	10.75
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※燃えるごみ以外は、再生資源、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、処理困難物、事業系、分類不能の合計。

※生活系燃えるごみ組成調査の概要は、P 46 に掲載。

(8) 1 トン当たりのごみ処理経費

区分 \ 年度		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
管 理 経 費(千円)	A	152,336	155,226	150,333	158,139	150,388
焼却埋立経費(千円)	B	1,342,299	1,320,854	1,443,885	1,436,616	1,304,011
収集運搬経費(千円)	C	627,396	636,401	641,079	631,862	631,507
計 (千円)	D (A+B+C)	2,122,031	2,112,481	2,235,297	2,226,618	2,085,906
総収集量(t)	E	59,073	57,335	55,554	54,576	52,619
1 トン 当たりの 処理経費 (円)	管理経費 総収集量	A/E	2.707	2,579	2,898	2,706
	焼却埋立経費 総収集量	B/E	23.038	22,723	26,323	25,990
	収集運搬経費 総収集量	C/E	11.100	10,621	11,577	11,540
	経費計 総収集量	D/E	36.845	35,922	40,798	40,236

(参考資料) 令和7年度 区域別「家庭用燃えるごみ」収集担当業者一覧

〈担当業者：5業者〉

業 者 名	略 号	電 話
公益産業 株式会社	公 益	(36) 0876
株式会社 日高産業	日 高	(21) 0410
株式会社 ニッカン	ニッカン	(22) 6348
株式会社 円井産業	円 井	(36) 2062
株式会社 十王産業	十 王	(39) 3901

〈担当区割表〉

収 集 曜 日					
月・木曜日		火・金曜日		水・土曜日	
収集地域	業者	収集地域	業者	収集地域	業者
相賀町	円井	鮎川町	公益	石名坂町	公益・日高
相田町	公益	大久保町	円井	大みか町	公益・日高
旭町	円井	大沼町	ニッカン	大和田町	公益・日高
砂沢町	ニッカン	金沢町	ニッカン	神田町	公益・日高
入四間町	ニッカン	河原字町	日高	久慈町	ニッカン・円井
入四間町(木の根坂まで)	日高	国分町	日高	下土木内町	公益・日高
小木津町(旧番地)	ニッカン	桜川町	公益	留町	公益・日高
小木津町	公益	末広町	円井	みかの原町	公益・日高
折笠町	ニッカン	諏訪町	公益	水木町	公益・日高
会瀬町	ニッカン	台原町	円井	みなと町	ニッカン・円井
鹿島町	日高	多賀町	円井	南高野町	ニッカン・円井
かみあい町	日高	千石町	日高	茂宮町	公益・日高
神峰町	円井	中成沢町	公益	森山町	公益・日高
川尻町(一丁目・切関団地)	ニッカン	中丸町	円井	十王町友部東	十王
川尻町	円井	西成沢町	公益	城の丘	十王
幸町	円井	塙山町	円井	山部	十王
下深荻町	ニッカン	東大沼町	日高	高原	十王
城南町	日高	東金沢町	日高	黒坂	十王
白銀町	日高	東多賀町	日高	中深荻町(菅地区のみ)	十王
助川町	日高	東成沢町	ニッカン		
高鈴町	日高	みかの原町(一丁目の一部)	円井		
田尻町	公益	十王町友部	十王		
中深荻町(菅地区除く)	ニッカン				
滑川町	公益				
滑川本町	公益				
東河内町	ニッカン				
東町	ニッカン				
東滑川町	日高				
日高町	公益				
平和町	円井				
弁天町	日高				
宮田町	公益				
宮田町(旧番地)	日高				
本宮町	ニッカン				
若葉町	円井				
十王町伊師	十王				
伊師本郷	十王				

4 資源化の状況

(1) 令和7年度の再生資源回収状況

(単位：kg)

種別 \ 区分		学区回収	拠点回収	市民団体 回収	民間事業者 回収	合計
紙 類		1,020,120	32,870	24,870	1,736,289	2,814,599
布 類		97,560	—	681	—	98,241
金 属 類		202,290	—	1,386	208,943	412,619
ビン類	生きビン	895	—	0	—	895
	再生ビン	444,430	89,670	0	—	534,100
ペ ッ ト ボ ト ル		78,480	16,509	0	392,811	487,800
プラスチック製容器包装		—	—	—	35,482	35,482
使用済食用油		—	16,931	—	5,778	22,709
使用済小型家電		—	9,080	—	—	9,080
剪 定 枝 木		—	—	—	474,760	474,760
合 計		1,843,775	165,060	26,937	2,854,063	4,889,825
報償金(単位：円)		6,140,500	504,000	—	—	6,682,161

※拠点回収の報償金は、交流センター（21か所）分。

※休日拠点回収量（8,970 kg）は、含めていない。

※民間事業者の回収量は、P41にも掲載。

※清掃センター内の使用済小型家電のピックアップ回収分は含めていない。

※中間処理後に再生資源を分別処理した資源化量は含めていない。

(2) 再生資源の回収区分

日立市の再生資源回収は、①ごみの減量、②資源物の有効利用、③環境保全、④埋立地の延命化を図ることを目的としており、大きく3つに区分される。

1つ目は、地域で定めた集積所から定期的に回収を行う「学区回収」、2つ目が再生資源を日常的に排出できる仕組みの「拠点回収」、3つ目が市民団体に回収に取り組む報償金を得る仕組みの「市民団体(集団)回収」である。

その他、市ではエコ・ショップ登録の民間事業者による店頭回収や独自ルートによる資源化の取組について、様々な機会を通じて推進している。

また、再生資源回収品目は、金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトルの5品目で、金属類は3分別、紙類は4分別、ビン類は2分別とし、5品目11種分別を実施している。

(3) 学区回収

学区回収は、昭和 59 年度から完全分別方式（地域住民が集積所ごとに当番制で分別指導にあたる）を採用し、1 地区月 1 回の頻度で回収を行ってきた。しかし、最近では身体的事情から集積所まで自力で運べない高齢者等が増加傾向にあることから、市民の負担軽減を図るため、平成 28 年 4 月から当番制による分別指導を廃止し、用具類の出し入れのみに簡素化していたが、さらなる地域住民の負担軽減のため、令和 7 年 10 月からは用具出しの当番制についても廃止し、誰もが公平に再生資源集積所を利用できる収集システムの運用を開始した。

また、生活スタイルの変化や、事情があって集積所へ排出できない市民へ再生資源の排出機会を提供するため、平成 27 年 8 月からは、集積所回収の補完的な取組として、市内 4 か所の指定場所で毎月第 2 日曜日に休日拠点回収を実施している。

【完全分別方式の分類】

品 目	種 別	主 な 物 品
金 属 類	アルミ缶	ビール缶、清涼飲料缶、アルミ製容器など
	スチール缶	清涼飲料缶、缶詰缶、菓子箱、栄養ドリンクキャップなど
	その他の金属	鍋、やかん、ガス台、トタン板など
紙 類	新聞	新聞紙、新聞折り込みチラシ
	雑誌・紙箱類	古本、包装紙、菓子箱など
	ダンボール類	大小は問わない
	紙パック類	牛乳パックなど
布 類	シャツ、ズボン、タオル、ジャージなど	
ビ ン 類	生きビン	ビールビン
	再生ビン	一升ビン、ワイン、栄養ドリンクビンなど（3 色色分別）
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	

□ 学区回収状況

（単位：kg）

年度 種類・区分		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
紙 類		1,412,230	1,300,120	1,182,530	1,086,900	1,020,120
布 類		133,320	120,370	110,420	101,690	97,560
金 属 類		306,700	268,470	243,580	215,450	202,290
ビン類	生きビン	2,022	1,490	1,489	1,109	895
	再生ビン	645,610	597,470	548,630	490,300	444,430
ペ ッ ト ボ ト ル		93,380	90,270	89,270	83,240	78,480
合 計		2,593,262	2,378,190	2,175,919	1,978,689	1,843,775
報償金(単位：円)		15,723,800	14,648,200	13,636,700	12,650,800	6,140,500

※誰もが再生資源集積所を公平に利用できる収集システムの運用開始(R7.10 月)に伴い、令和 7 年度の報償金の支出は上期分（4～9 月回収分：1,843,775kg）のみ

□ 休日拠点回収の実施状況

(単位：kg)

年度 拠点場所	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
北 部	2,700	2,660	3,330	2,470	1,450
本 庁	4,040	3,930	3,270	3,020	3,290
多 賀	3,000	2,310	2,440	2,210	1,310
南 部	4,150	5,150	4,250	4,170	2,920
合 計	13,890	14,050	13,290	11,870	8,970

※令和 7 年度は北部：豊浦交流センター第二駐車場 本庁：市役所西側駐車場
多賀：河原子港前駐車場 南部：久慈川日立南交流センター駐車場で実施

(4) 市民団体回収

平成 4 年度から令和 6 年度まで、再生資源の回収に取り組む市民団体に対して、「再生資源分別回収報償金支給要綱」に基づき、報償金の支給を行ってきたが、市民の分別意識の向上と回収団体の減少により、令和 6 年度末をもって再生資源分別回収報償金制度を廃止した。市民団体は、子ども会、PTA、高齢者クラブ等で構成されており、回収した再生資源は、市民団体自ら再生資源引取業者へ引き渡しを行っている。

※回収した再生資源の引取業者選定は、各市民団体の任意としている。

【報償金支給の条件】

報償金対象の再生資源物	報償金額	申請に必要なもの
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトルで事業者が引き取るもの	1 kg あたり 3.5 円	・再生資源回収団体に登録していること(年度ごとに登録) ・事業者が発行した明細書等(計量書、仕切書など)を添付すること

□ 市民団体回収の状況

(単位：kg)

年度 種別	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
紙 類	52,210	53,330	47,990	27,310	24,870
布 類	653	951	474	519	681
金 属 類	2,758	2,453	1,776	1,699	1,386
ビ ン 類 (再生ビン含む)	0	0	0	0	0
ペットボトル	50	0	0	0	0
合 計	55,671	56,734	50,240	29,528	26,937
登録団体数	20	19	17	14	0
報 償 金 (単位：円)	192,800	195,900	173,000	101,700	0

(5) 拠点回収

平成 15 年度からペットボトル及び紙箱類の拠点回収を開始し、市民の利便性向上に努めている。また、平成 21 年度からは使用済食用油、平成 26 年度からは使用済小型家電の拠点回収をそれぞれ本格実施している。

その後、再生資源集積所における新たな収集システムの運用開始に伴い、市民の再生資源の排出機会が拡充されたことから、本庁における再生資源（ペットボトル、紙箱類及びビン類）の拠点回収については、令和 7 年度をもって廃止した。

なお、令和元年 10 月から試行的に取り組んできた再生ビンの拠点回収は、令和 8 年度から市内 3 か所（十王支所・多賀支所・南部支所）で本格実施している。

□ 拠点回収の状況 (単位：kg)

種別 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
紙 箱 類	30,330	30,430	31,330	31,970	32,870
ペ ッ ト ボ ト ル	23,739	16,668	17,577	16,349	16,509
使 用 済 食 用 油	17,317	17,295	15,720	20,288	16,931
使 用 済 小 型 家 電	7,310	7,637	8,574	8,736	9,080
ビ ン 類	35,070	56,580	81,050	88,040	89,670
合 計	113,766	128,610	154,251	165,383	165,060

(6) 民間事業者による再生資源回収

エコ・ショップ登録の民間事業者が独自に行っている食品トレーや空き缶、ペットボトルなどの店頭回収や、造園業者による剪定枝木の破碎処理（チップ化）の取り組みを家庭から排出された再生資源として回収状況に含めている。

□ 民間事業者による再生資源の回収状況 (単位：kg)

種類 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
紙 類	1,975,627	2,053,898	1,895,483	1,824,326	1,736,289
金 属 類	223,023	212,365	225,016	212,256	208,943
ビ ン 類	—	—	—	—	—
ペ ッ ト ボ ト ル	372,743	387,789	391,691	403,453	392,811
食 品 ト レ ー	39,474	38,288	36,358	36,286	35,482
使 用 済 食 用 油	7,935	5,670	5,548	5,187	5,778
剪 定 枝 木	625,450	952,460	147,880	1,159,550	474,760
合 計	3,244,252	3,650,470	2,702,244	3,641,058	2,854,063

※対象としている民間事業者は、スーパー等の新規出店等により変動する。

5 燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集状況

平成14年6月からスタートした新しいごみ収集システムの実施に伴い、燃えるごみ以外の収集区分を3区分とした。

(1) 燃えないごみ

ア 収集方法等

収集方法	収集回数	出し方	出せるもの（例）
集積所	毎月1回	指定の 処理袋使用	陶磁器製品、植木鉢、ガラス製コップ、 花瓶、土鍋など

イ 収集状況 (単位：kg)

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
燃えないごみ	178,000	158,960	155,370	140,940	131,670

(2) 粗大ごみ

ア 収集方法等

区 分	収集方法	出し方	出せるもの（例）
粗大ごみ （小）	集積所 （毎月1回）	指定の 処理袋使用	ポット、水筒、傘、電子タバコ、文房具など、金属などの不燃物を含む複数の材質が混在しているもので、指定の処理袋に入るもの ※使用済小型家電も対象
粗大ごみ （中・大）	戸別収集 （随時）	粗大ごみ 処理券 貼付	タンス、ソファ、机、自転車、布団などで、粗大ごみ(小)の袋に入らないもの ※粗大ごみ受付センターへの事前申込が必要 ※回収には「粗大ごみ処理券」が必要

イ 収集状況 (単位：kg)

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
粗大ごみ(小)	125,520	109,830	105,450	94,340	86,000
粗大ごみ(中・大)	146,570	140,650	138,600	132,320	109,220

(3) 有害ごみ

ア 収集方法等

収集方法	収集回数	出し方	出せるもの（例）
集積所	毎月1回	任意の 透明又は半 透明の袋 使用	蛍光管、電球類、電池類、水銀体温計、 水銀温度計など

イ 収集状況 (単位：kg)

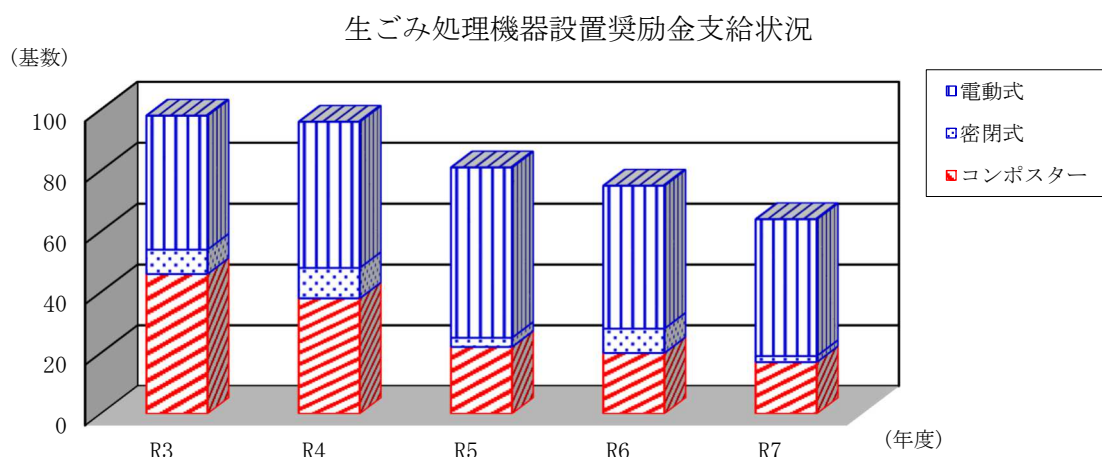
種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
有害ごみ	23,990	22,850	22,250	21,570	20,560

6 ごみの減量化・資源化の取組

(1) 生ごみ処理機器の普及促進

平成3年5月に「日立市生ごみ処理機器設置奨励金支給要綱」を制定し、生ごみ処理機器を購入し、かつ設置した方に対しての奨励金支給を開始した。事業開始当初はコンポスター、平成8年度からは密閉式処理容器、電動式処理機器も対象機器に加え、各家庭での生ごみの自家処理を推進している。

また、平成15年11月からは、市内販売店が購入者から委任を受けて市へ請求を行う「代理請求制度」を導入し、市民の利便性の向上を図っている。



ア 奨励金支給件数

(単位：件)

区分 \ 年度	平成3～令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	合計
コンポスター	4,884	46	38	22	20	17	5,027
密閉式	2,128	8	10	3	8	2	2,159
電動式	5,615	44	48	56	47	45	5,855
合計	12,627	98	96	81	75	64	13,042

イ 生ごみ処理機器設置奨励金補助基準

機種	補助基準	備考
コンポスター 密閉式処理容器	・1世帯2基まで ・1基当たりの限度額3,000円 ・購入価格(消費税除く)の2/3(100円未満切捨)	・指定販売店あり ・代理請求制度あり
電動式処理機	・1世帯1基まで ・1基当たりの限度額20,000円 ・購入価格(消費税除く)の1/2(100円未満切捨)	・指定販売店なし ・代理請求制度あり

コンポスター



密閉式処理容器



電動式処理機



(2) ひたち食品ロス削減パートナー制度

本来食べられるのに廃棄されてしまう食材「食品ロス」の削減に向けて、市内の飲食店等事業者と連携した「ひたち食品ロス削減パートナー制度」を開始した。ひたち食品ロス削減パートナー制度への協力店舗にメニューの工夫（ハーフサイズ）や持ち帰り容器の常備等の協力を依頼し食品ロスの削減に取り組んでいる。

また、令和4年10月からSNSを活用して協力店舗の取組等について紹介を行っている。

【ひたち食品ロス削減パートナー制度 協力店舗数（令和8年3月31日現在）】

年 度	令和5	令和6	令和7
協力店舗数	25 店舗	30 店舗	28 店舗

※ひたち食品ロス削減パートナー制度への協力店舗随時募集中

(3) 使用済食用油資源化促進事業

循環型社会形成モデル事業として、市民、事業者、行政の協働で「自然循環」「経済社会における物質循環」を検証するため、家庭から排出される使用済食用油を回収、精製したバイオディーゼル燃料(BDF)の公用車使用を試験的に行った。

平成26年度からは、使用済食用油の新たな循環形態として、家庭や一部公共施設から排出される使用済食用油を回収し、資源化を目的とした民間事業者の有償で引き渡すことで、資源化を図っている。

令和6年6月に、使用済食用油をSAF（次世代型航空燃料）へ資源化するため、ENEOS株式会社及び株式会社吉川油脂と連携協定を締結した。

【使用済食用油の回収状況】

区分 年度	回収箇所数				回収量(ℓ)
	給食調理施設	保育園等	交流センター等	合計	
令和3	2	13	23	38	19,241.11
令和4	2	13	23	38	19,216.16
令和5	2	13	23	38	17,467.00
令和6	2	13	23	38	22,541.11
令和7	2	13	23	38	18,812.00

(4) 使用済小型電子機器(レアメタル等)回収事業

小型家電の回収は、公共施設や民間店舗などに設置している拠点回収ボックスからの回収、清掃センターへ搬入された粗大ごみからのピックアップ回収、イベント回収に区分される。回収対象品目は、平成26年度からは小型家電リサイクル法上の制度対象全品目（投入口に入る物に限る）としている。

平成24年度からは、障害者雇用事業者へ毎年約30トンの小型家電を引き渡し、解体処理・処分業務を委託している。また、平成26年度からは、清掃センターでのピックアップ回収分の内レアメタル等の含有率が高い小型家電を国の認定事業

者へ有償で引き渡ししており、令和 5 年度からは、レアメタル等の含有率が低い小型家電を引き渡し、解体処理・処分業務を委託している。

【使用済小型家電の回収状況】

区分 年度	障害者雇用事業者引渡量(kg) ※()はボックス等回収分	認定事業者 引渡量(kg)	引渡量合計 (kg)	売却益 (円)
令和 3	30,189.50 (7,309.50)	5,800.00	35,989.50	279,543
令和 4	30,107.00 (7,637.00)	7,630.00	37,737.00	288,772
令和 5	29,246.68 (8,574.18)	426,310.00	455,556.68	328,493
令和 6	29,080.50 (8,736.00)	346,650.00	375,730.50	269,896
令和 7	27,067.50 (9,080.00)	399,640.00	426,707.50	279,455

※ボックス等回収分にイベント回収分も含めている。

※令和 8 年 3 月 31 日現在、専用回収ボックスの設置箇所数は 36 か所

(5) レジ袋使用削減事業

循環型社会の構築に向け、環境に配慮した活動を積極的に推進し、次世代により良い地球環境を引き継ぐため、市、市民団体（ごみ減量キャンペーン実行委員会）及びスーパー等事業者の三者で「レジ袋の使用削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成 21 年 2 月 1 日から市内の一部スーパー等でレジ袋の無料配布を取り止め、買い物等へのマイバッグ使用を推進している。

【レジ袋辞退率（令和 8 年 3 月 31 日現在）】

年 度	辞退率(%)	参加事業者数(店舗数)
令和 3	87.6	10 事業者（27 店舗）
令和 4	87.1	10 事業者（27 店舗）
令和 5	86.6	10 事業者（26 店舗）
令和 6	86.3	10 事業者（26 店舗）
令和 7	87.1	10 事業者（26 店舗）

(6) ビン類拠点回収事業

日常生活の中で排出できる箇所が少ないビン類の拠点回収を、令和元年 10 月から市内 2 か所（本庁・南部支所）で試行的に実施してきた。その結果、ビン類の回収量は増加傾向にあり、ビン類の資源化や排出機会の拡大に効果的であることが確認できたので、令和 4 年 6 月 1 日からは 2 か所を追加し、市内 4 か所（十王支所・本庁・多賀支所・南部支所）で本格実施している。

令和 7 年 10 月から再生資源集積所の新たな利用方法の運用開始に伴い、集積所への排出機会が確保されたため、令和 7 年度をもって、本庁でのビン類の拠点回収を終了した。

【ビン類拠点回収の状況】

（単位：kg）

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
回収量	35,070	56,580	81,050	88,040	89,670

(7) 生活系燃えるごみ組成調査

令和元年度に、ごみの減量化及び市民へ適正排出を 促す基礎資料とするため、一般家庭から排出される燃えるごみの組成調査を行った。

- ア 調査対象 燃えるごみ（集積所に排出された市指定のごみ処理袋に限る）
- イ 調査地域 4 地域 6 か所（北部・本庁・多賀・南部）
- ウ 調査項目 17 分類（41 項目）



※生活系燃えるごみ組成調査の実施結果は、P 36 に掲載。

(8) 新たな再生資源等収集システムの再構築に関する実証実験

令和 6 年度に、新たな再生資源等収集システム再構築を目的とし、再生資源集積所において、新たな利用方法での排出状況の調査を行った。

ア 実験項目

(ア) 再生資源集積所の用具出し当番の廃止

(イ) プラスチック類の分別収集

イ 実験地域 3 地域 5 箇所（油縄子・金沢・大みか学区の一部地域）

ウ 実験内容

(ア) 再生資源集積所の用具出し当番の廃止

再生資源収集日の用具出し当番を廃止し、事前に設置された分別袋の保管ボックスから利用者が分別袋を取り出す方式で、排出状況の調査を行った。種別ごとの看板や当番なしでの排出であったが、適正に分別され、種別ごとに排出されていることを確認した。



(イ) プラスチック類の分別収集

プラスチック類の分別収集を実験的に行い、各世帯からの排出量と排出されるプラスチック類の品目毎の割合について調査データが得られた。



(9) 誰もが利用できる再生資源集積所の新たな利用方法の運用開始

近年のライフスタイルの変化や、当番制による市民負担の緩和、高齢化等の背景を考慮し、令和6年度に実施した実証実験の結果を踏まえ、令和7年10月から用具出し当番制を廃止し、誰もが再生資源集積所を公平に利用できる収集システムの運用を開始した。



(10) ごみ処理袋等の指定販売店への配送枚数

(単位：枚)

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
燃えるごみ 10ℓ	157,160	166,520	183,650	197,130	173,640
燃えるごみ 20ℓ	638,170	626,530	612,280	644,710	574,660
燃えるごみ 30ℓ	2,052,380	2,061,350	1,970,970	1,999,480	2,007,900
燃えるごみ 45ℓ	6,491,800	6,424,800	6,359,750	6,205,310	6,124,350
燃えないごみ	47,780	40,315	47,075	43,405	41,060
粗大ごみ(小)	19,495	18,375	21,230	18,520	18,635
ごみ処理券 (燃えるごみ専用)	19,520	16,350	16,525	13,830	13,955
粗大ごみ処理券	7,982	7,478	7,401	7,239	6,312

(11) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ア ごみカレンダー及びごみ処理ハンドブックの全世帯配布

イ 毎年、小学校の新４年生に対して、リサイクル読本を配布

・令和７年度実績「ごみ探偵団が行く！」１,３００冊

ウ 市報、ホームページやケーブルテレビ、コミュニティＦＭなどを活用して、ごみの適正処理、減量化・資源化を広報

エ 外国人に向けてごみの適正排出を周知するため、多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用して、外国語に翻訳したごみ処理ハンドブックの配信

オ 株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユースの推進

(12) エコクリーンかみね（清掃センター）の施設見学

一般市民や小・中学生及び行政視察などの施設見学を随時受け入れている。

【令和７年度見学者】 １,０７１名（４１団体）

団体区分	団体数	人数	備 考
小 学 生	20	1,010	
中 学 生	0	0	
官 公 庁	0	0	
市主催団体	0	0	
市 民 団 体・個人	4	30	
見 学 下 見	17	31	小学校児童見学の下見

(13) 清掃功労者表彰

地域の清掃や環境美化活動に積極的に取り組まれている団体及び個人に対し、その功績をたたえ表彰している。

（単位：団体数及び個人数）

年度	団体	個人	合計
令和３	8	14	22
令和４	10	10	20
令和５	8	10	18
令和６	7	16	23
令和７	10	14	24

7 事業系一般廃棄物と一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者

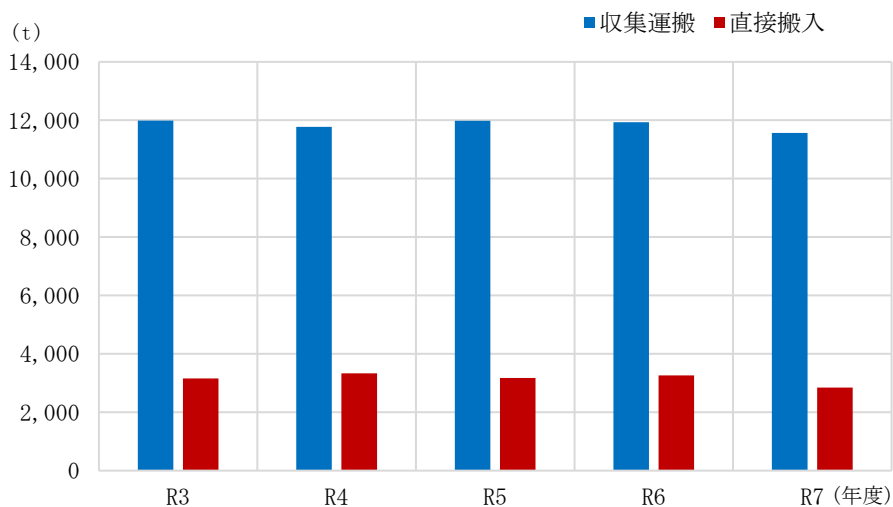
事業活動に伴って排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類される。

産業廃棄物は、市町村では質・量両面において処理が困難な廃棄物であるとされる燃え殻や汚泥などの6種類、特定の事業活動から排出された場合に産業廃棄物として取り扱われる紙くず、木くずなど14種類の合計20種類に分類される。

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物に分類されない廃棄物すべてをいい、事業者自ら又は日立市が許可した一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者によって適正に処理することとしている。廃棄物処理法や日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例においても、事業者の責務として、「事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」ことや「廃棄物の発生抑制、減量化に努めなければならない」としている。

(1) 事業系一般廃棄物の回収状況 (単位：t)

年度 区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
収集運搬	11,985	11,773	11,980	11,930	11,561
直接搬入	3,158	3,330	3,171	3,261	2,843
合 計	15,143	15,103	15,151	15,191	14,404



(2) 一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者数の状況 (単位：社(者))

年度 区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
収集運搬業 (ごみ)	62	63	63	70	67
処 分 業 (中間処理・最終処分)	5	5	5	4	5
合 計	67	68	68	74	72

※数値は、年度末時点の業者数である。

※一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者一覧表は、参考資料P116 参照。

8 不法投棄対策

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を定められた場所以外の場所に捨てることであり、生活環境や景観を害するだけでなく、環境汚染を招く恐れがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条(投棄禁止)により、厳しく禁止している。

市では、不法投棄の発生抑制や未然防止対策として、次の取組を行っている。

(1) 不法投棄監視員制度

市内 23 地区に不法投棄監視員を設置し、ごみ集積所への不適正排出、山林や原野等へのごみの不法投棄の監視を行うことにより、不法投棄を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切に対応することで生活環境の保全を図ることを目的としている。

(2) 市内全域のパトロール

不法投棄監視員及び市による市内全域のパトロールを実施し、不法投棄物の早期発見、回収及び不法投棄をさせない等の未然防止活動を行っている。

(3) 地域一斉清掃等への支援

各地域団体(コミュニティ単会等)の地域一斉清掃やボランティア団体等が行う海水浴場、河川等の清掃活動に対し、ボランティア袋の配布や集められたごみの回収支援に努めている。

(4) 不法投棄・ポイ捨て防止看板

不法投棄の発生抑制及び未然防止を図るため、過去に悪質な不法投棄を確認した公有地(道路、河川、公園等)に「不法投棄禁止看板」を設置している。

(5) 不法投棄処理件数・処理量の推移

上段：処理件数(単位：件)
下段：処理量 (単位：kg)

区分 \ 年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
不法投棄監視員からの報告(監視員処理件数を含む)	677 6,020	727 6,710	598 5,160	543 4,160	678 3,440
各地域団体の地域一斉清掃及びボランティア団体による清掃活動の回収支援	25 6,610	31 11,390	33 6,830	37 6,370	12 1,290
市民からの通報及び市職員のパトロール	1,579 14,020	1,743 14,070	2,136 16,160	1,712 12,970	1,913 10,840
ごみ集積所への不適正排出	718 3,580	754 3,680	728 3,080	699 4,220	827 7,280
合 計	2,999 30,230	3,255 35,850	3,495 31,230	2,991 27,720	3,429 22,850

(6) ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーン

不法投棄によるごみを無くす取組として、平成 27 年度から毎年 5 月 30 日の「ごみゼロの日」及びごみ減量推進週間(5 月 30 日ごみゼロの日から 6 月 5 日環境の日)に合わせ、市内主要駅利用の各高等学校等の協力を得て、駅前広場等を使用し、「ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーン」を実施している。

【ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーンの取組実績】

年度 内容	令和 5	令和 6	令和 7
実 施 日 実施場所(駅)	5/30 JR 常陸多賀駅 5/31 JR 日立駅	5/30 JR 日立駅 JR 常陸多賀駅 JR 大甕駅	5/30 JR 日立駅 JR 十王駅
延べ人数(人)	105 人	210 人	138 人
参 加 団 体 等	[高校] 日立二高、日立工高 多賀高 日立商高、茨城キリスト 高 [共催団体] 日立桜ライオンズクラブ	[高校] 日立一高、日立二高 日立工高、明秀日立 高、多賀高、日立商高、 茨城キリスト高 [共催団体] 日立桜ライオンズクラブ	[高校] 日立一高、日立二高、 日立工高、明秀日立 高、日立北高 [共催団体] 日立桜ライオンズクラブ

(7) ひたち・くさゼロ大作戦

市民が快適で安全安心に日常生活を過ごすことができるよう、令和 4 年度から 9 月 30 日の「くさゼロの日」を含む、9 月 24 日から 10 月 1 日までの 8 日間を「草刈りやごみ拾い等を実施する強調期間」として、市民、企業、市の 3 者協働による環境美化活動を展開している。

9 ふれあい戸別収集事業(ごみ等排出困難世帯回収支援事業)

身体的な事情から最寄りの集積所へごみ等を運ぶことができない高齢者等世帯に戸別訪問し、ごみ等を収集する支援を行い、ごみ等排出困難世帯の負担軽減を図るとともに、見守り等の福祉的支援を兼ね備えた「ふれあい戸別収集事業」を令和 2 年 11 月から実施している。

【利用状況】

利用世帯数(令和 8 年 3 月 31 日現在)

64 世帯



10 菜の花エコネットワーク推進事業

国から久慈川河川敷地の一部を占用して菜の花を栽培し、河川敷の景観向上や不法投棄の抑止などを進めている。

平成 21 年 8 月に地域市民団体等の協力を得て久慈川菜の花エコネットワーク推進会を設立し、事業用地を「久慈川菜の花畑」と命名し、市民の憩いの場所として、管理運営を行っている。

(1) 久慈川菜の花畑の占用（令和 8 年 7 月 1 日現在）

ア 占用面積 約 2.2ha

イ 占用期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで

(2) 菜の花エコネットワーク事業の広報

ア 菜の花通信の発行（年 3 回程度）

イ 久慈川菜の花まつりの開催

(3) 久慈川菜の花まつりの開催状況

菜の花畑が満開の時期に多くの人に来てもらい事業活動を P R することに加えて、当事業の今後を担う協力体制を拡充するため平成 28 年から開催している。

年度	実施日	来場者数
令和 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和 4	菜の花畑の見頃時期を広報	
令和 5	3 月 30 日（土）	約 500 人
令和 6	※ 4 月 13 日（日）	約 300 人
令和 7	3 月 29 日（土）	約 350 人

※開花時期の遅れに伴い、令和 7 年 4 月に実施した。

満開の菜の花畑



11 ごみ処理手数料

(1) 家庭及びこれに類するもの

(消費税含む)

ごみ等の区分・種類		手 数 料	
		ごみ処理袋等の種類、容量等	金 額
燃えるごみ	日常生活に伴って生ずる厨芥類、木竹類、再生できない紙くず類、その他これに類するもの	ごみ処理袋(10リットル用)	1袋につき 10円
		ごみ処理袋(20リットル用)	1袋につき 13円
		ごみ処理袋(30リットル用)	1袋につき 20円
		ごみ処理袋(45リットル用)	1袋につき 30円
		ごみ処理券	1個につき 30円
燃えないごみ	陶磁器類、ガラス類、その他これに類するもの	ごみ処理袋(30リットル用)	1袋につき 9円
粗大ごみ(小)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの(ごみ処理袋で排出できるものに限る。)	ごみ処理袋(45リットル用)	1袋につき 310円
粗大ごみ(中)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの(ごみ処理袋で排出できるものを除く。)	粗大ごみ処理券(1枚)	1個につき 630円
粗大ごみ(大)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル以上のもの	粗大ごみ処理券(2枚)	1個につき 1,260円
有害ごみ	蛍光管、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの		無料

※日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第1項第1号(別表)

(2) ごみ搬入手数料

(消費税含む)

	1回の搬入重量	家庭系	事業系
1	50キログラムまで	300円	500円
2	50キログラムを超えて100キログラムまで	500円	800円
3	100キログラムを超えて150キログラムまで	1,000円	1,600円
4	150キログラムを超えて5,000キログラムまでのものについては、150キログラムを超える50キログラムごとに	500円増	800円増

※日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第2項第1号

事業系の手数料は、令和8年3月に料金改定、令和8年10月1日施行

(3) 発泡スチロール手数料

1キログラムにつき15円以内の額(消費税含む)

12 ごみ処理施設

昭和 55 年度に建設したごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成 9 年度に新ごみ処理施設の建設に着手し、平成 13 年 3 月に現在の清掃センター（愛称：エコクリーンかみね）が完成した。施設の運転管理は 24 時間体制で民間に委託している。

本施設の特徴は、公害防止と余熱利用である。特に、ダイオキシンについては、活性炭を排ガス中に吹き込んだ後、バグフィルターで捕集し、焼却灰とともに熔融処理を行い、灰中のダイオキシンまでも除去することができる。

余熱は、ホリゾンかみねや温水プールに供給しており、1,990kW の発電に利用されている。発電を行うことにより、通常のごみ焼却に必要な電力を賄うだけでなく、余剰電力を電力会社に売電している。

さらに、本施設の長寿命化を図るため、平成 29 年度に日立市清掃センター廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、令和 2 年度から 3 か年継続事業にて基幹的設備改良工事に取り組んだ。



（愛称：エコクリーンかみね）

(1) 焼却施設の概要

- ア 施設名称 日立市清掃センター
 イ 施設所在地 日立市宮田町 3414 番地の 4
 ウ 敷地面積 19,831.32 m²
 エ 建築構造及び建築床面積

名称	構 造	階 数	面積(m ²)
工 場 ・ 管 理 棟	鉄筋、鉄骨コンクリート造	地下 2 階地上 6 階	17,873.63
油 倉 庫	鉄筋コンクリート造	平屋建	20.30
計 量 棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造	平屋建	96.30
ポ ン プ 室	鉄筋コンクリート造	平屋建	8.75
洗 車 棟	鉄骨造	平屋建	134.40

オ 処理方法及び能力

- ① ごみ処理施設 方式：全連続燃焼式機械炉（ストーカ方式）
 能力：300 t / 日（100 t × 3 基）
 ② 灰熔融設備 方式：直流黒鉛ツイントーチプラズマ方式
 能力：40 t / 日（20 t × 2 基）

カ 公害防止対策

- ① 大気汚染
 ・塩化水素、硫黄酸化物除去設備（消石灰煙道噴霧方式）
 ・ダイオキシン除去設備（活性炭煙道噴霧方式）
 ・ばいじん除去設備（バグフィルター設置）
 ・煙突の高さ（80m）
 ② 水質汚濁
 ・ごみピット汚水（焼却炉内噴霧）
 ・焼却炉系プラント排水（生物処理＋凝集沈殿＋ろ過）
 ・スラグ冷却水系排水（凝集沈殿＋ろ過＋高度処理）
 ③ 異臭
 ・プラットホーム出入口にエアカーテン設置
 ・プラットホーム出入口が自動開閉

- ・ごみピット投入扉が自動開閉
- ・ごみ収集車用洗車設備を設置

④ ばいじん関係

- ・灰溶融設備で焼却灰及び飛灰中のダイオキシンを分解

キ 工期及び稼働年月日

工事期間：平成9年8月15日～平成13年3月20日

稼働開始日：平成13年3月12日

ク 総事業費（継続費総額 15,218,417 千円）

財源内訳	国庫補助金	1,383,936千円
	県補助金	7,495千円
	起債	12,645,900千円
	一般財源	1,181,086千円

ごみ処理施設建設事業内訳（平成9年度～平成12年度）

1	設計管理・施工監理業務委託	147,000千円
2	造成工事設計委託	6,090千円
3	建設用造成工事	231,000千円
4	ごみ処理施設建設工事	14,805,000千円
5	フェンス工事	3,675千円
6	植栽工事	22,050千円
7	下水道受益者負担金相当額	3,602千円
	計	15,218,417千円

ケ 清掃センター基幹的設備改良事業（令和2年度～令和4年度）

① 工事期間：令和2年9月29日～令和5年3月31日

② 総事業費（継続費総額 3,928,100 千円）

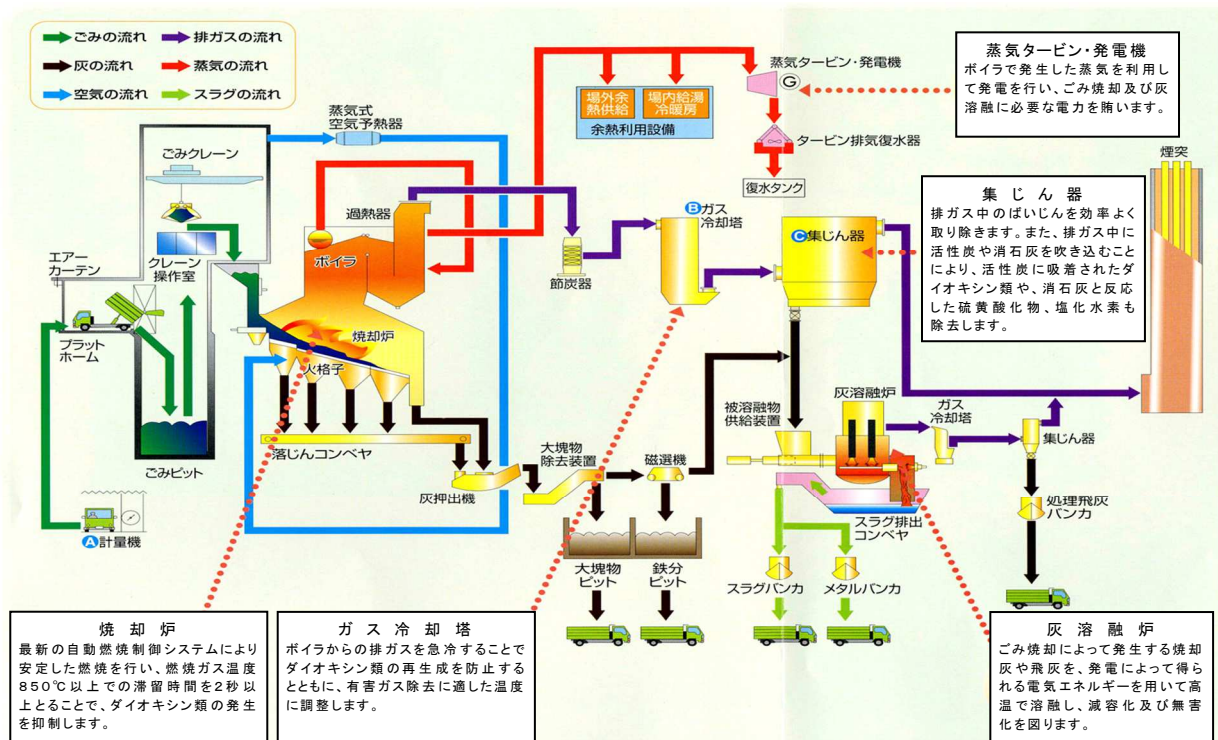
事業内訳

1	施工監理業務委託	34,100千円
2	清掃センター基幹的設備改良工事	3,894,000千円
	計	3,928,100千円

③ 主な工事内容 老朽化した機器を省エネタイプに更新

No	設備名	主な工事内容
1	燃焼設備	焼却炉を駆動させる油圧装置の更新
2	排ガス処理設備	機械の動作に使用する圧縮空気を製造する空気圧縮機の更新
3	燃焼ガス冷却設備	焼却炉壁を冷却するための水管及び給水ポンプの更新
4	灰出し設備	焼却炉から排出された灰を搬送する設備（コンベア）の更新
5	電気設備	機器の動力源である電気の電圧を変化させる装置の更新
6	計装制御設備	制御方法を変更するためのシステム改造
7	通風設備	焼却炉に燃焼用空気を引き込む送風機の更新

(2) 焼却炉系統図



(3) 粗大ごみ処理施設の概要

ア 施設の名称

粗大ごみ処理施設

イ 施設の所在地

日立市宮田町 3414 番地の 1
(清掃センター敷地内)

ウ 建設面積

約 640 m²

エ 主な設備及び能力

設備：鋼板製一方締金属圧縮機（油圧圧縮式）

能力：3.0 t / 時間 油圧力：210kg / cm² 最大

オ 稼働年月日

平成 6 年 11 月 4 日

カ 処理対象物

スチール缶、スチール製品（箱など）

キ 処理フロー

(処理前)



スチール缶等

ダンピング
ボックス

磁選機

鉄分貯留
ホッパ

金属圧縮機

(処理後)

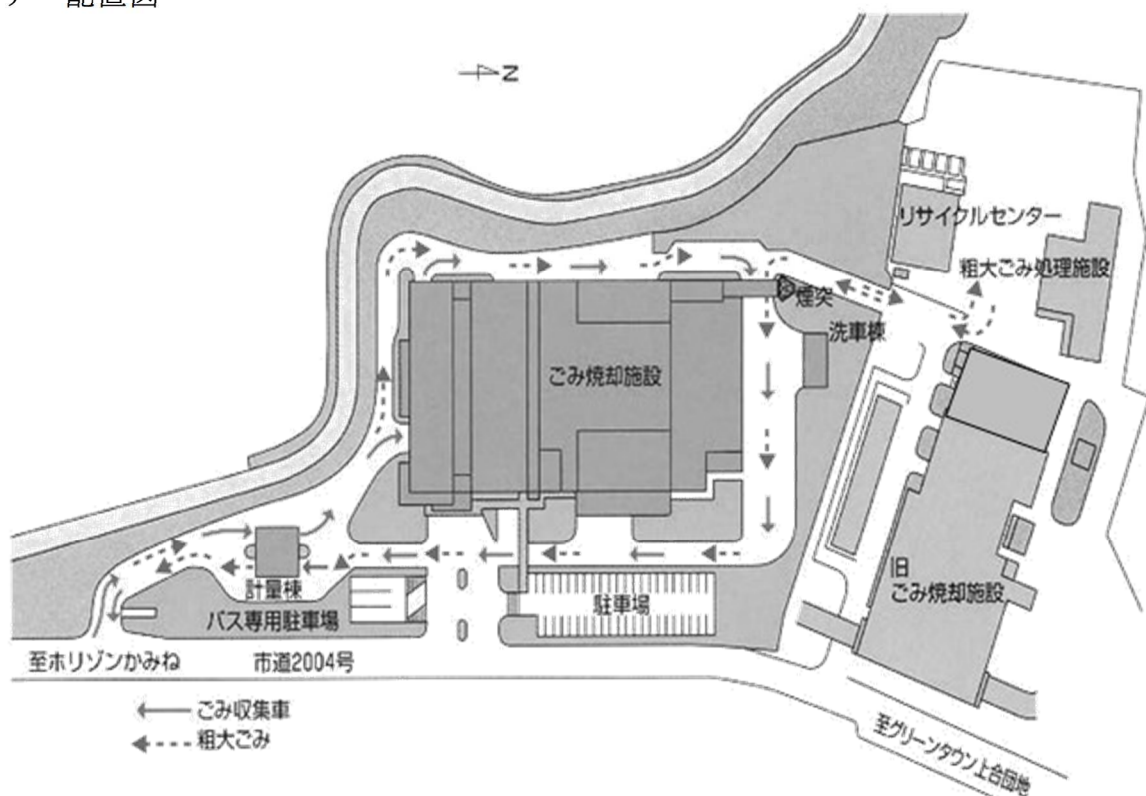


プレス空き缶



(4) 日立市清掃センターの配置図及び位置図

ア 配置図



イ 位置図



(5) 焼却炉・灰溶融炉運転状況及び残渣の処分状況

ア 焼却炉運転状況

内容 月	焼 却 量 (kg)				焼 却 日 数 (日)			
	1 号	2 号	3 号	計	1 号	2 号	3 号	計
4	1,603,620	2,355,570	0	3,959,190	22	30	0	52
5	0	2,438,180	2,330,510	4,768,690	0	31	30	61
6	1,093,110	455,690	2,579,510	4,128,310	14	6	30	50
7	2,411,190	1,265,600	1,120,320	4,797,110	31	17	15	63
8	2,217,040	2,392,050	0	4,609,090	29	31	0	60
9	1,654,500	2,406,220	0	4,060,720	22	30	0	52
10	788,160	1,572,790	825,470	3,186,420	10	22	11	43
11	0	2,126,020	2,249,190	4,375,210	0	30	30	60
12	0	1,506,760	2,356,990	3,863,750	0	22	31	53
1	2,259,180	0	1,666,260	3,925,440	27	0	24	51
2	2,442,890	538,090	0	2,980,980	28	7	0	35
3	2,272,690	2,277,640	0	4,550,330	31	31	0	62
合計	16,742,380	19,334,610	13,128,250	49,205,240	214	257	171	642
月平均	1,395,198	1,611,218	1,094,021	4,100,437	18	21	14	54

内容 月	灯油使用量 (ℓ)	上水使用量 (m ³)	電力使用量 (MWh)	発電量 (MWh)	受電量 (MWh)	売電量 (MWh)
4	21,121	1,022	1,094	1,202	56	164
5	30,039	1,353	1,271	1,433	17	180
6	21,643	1,118	1,092	1,110	81	98
7	31,140	1,430	1,333	1,409	15	91
8	25,585	1,496	1,273	1,334	38	100
9	23,852	1,413	1,183	1,175	71	63
10	29,394	1,018	935	874	230	169
11	26,905	1,002	1,046	1,422	0	376
12	25,116	887	977	1,198	22	244
1	26,358	1,157	1,058	1,213	53	209
2	12,761	1,125	742	848	34	139
3	28,605	1,335	1,145	1,464	3	322
合計	302,517	14,356	13,148	14,680	621	2,153
月平均	25,210	1,196	1,096	1,224	52	180

※電力使用量＝（受電量＋発電量）－売電量

※誤差は端数処理の影響によるもの

イ 灰溶融炉運転状況

内容 月	溶 融 処 理 量 (kg)			溶 融 日 数 (日)		
	1 号	2 号	計	1 号	2 号	計
4	0	304,864	304,864	0	23	23
5	449,985	0	449,985	30	0	30
6	76,802	172,226	249,028	6	13	19
7	0	411,278	411,278	0	31	31
8	283,690	39,045	322,735	22	4	26
9	319,263	0	319,263	22	0	22
10	110,345	99,817	210,162	9	8	17
11	22,593	312,916	335,509	2	25	27
12	267,249	0	267,249	22	0	22
1	329,144	0	329,144	26	0	26
2	24,902	51,577	76,479	4	5	9
3	0	420,520	420,520	0	31	31
合計	1,883,973	1,812,243	3,696,216	143	140	283
月平均	156,998	151,020	308,018	12	12	24

ウ 残渣の処分状況

内容 月	残渣等発生量 (kg)					資源化(kg)
	スラグ	飛灰	溶融不適物	回収鉄	粗大不燃物	メタル
4	282,610	51,440	8,700	7,210	34,430	12,440
5	391,260	54,140	11,110	8,210	71,760	10,540
6	233,430	37,510	23,030	14,660	26,360	7,900
7	354,560	50,130	13,170	12,790	54,600	7,440
8	299,310	44,570	14,420	9,500	42,790	6,210
9	275,030	36,100	10,820	16,240	35,400	6,560
10	192,410	26,650	4,140	4,470	44,940	5,490
11	297,560	46,350	11,800	10,130	44,380	9,150
12	255,520	41,070	20,300	10,020	51,240	9,070
1	259,810	60,960	16,290	24,790	46,040	17,330
2	72,410	40,190	16,140	4,910	34,500	2,400
3	370,130	72,350	18,340	7,690	40,010	16,730
合計	3,284,040	561,460	168,260	130,620	526,450	111,260
月平均	273,670	46,788	14,022	10,885	43,871	9,272

※災害ごみを含む

※スラグと飛灰が溶融残渣

(6) 埋立処分施設の概要

ア 一般廃棄物最終処分場

所在地：日立市滑川町字滑川山 3163 番地の 13

処理方式：管理型最終処分場

供用開始：平成 8 年 4 月

規模	総面積	207,000 m ²	総事業費		3,161,377 千円
	埋立面積	25,700 m ²			
	埋立容量	約 219,000 m ³			
	埋立済容量	約 157,000 m ³			
	残余容量	約 62,000 m ³	財源	補助金	217,013 千円
				その他	2,944,364 千円

【埋立処分状況】

(単位：t)

年度	種別	焼却炉（溶融）施設発生物					粗大 不燃物	覆土	合計
		焼却灰	溶融不適物 (大塊物)	スラグ	回収鉄	飛灰			
令和 3		—	294	3,722	154	617	1,079	0	5,866
令和 4		—	211	3,683	78	639	639	0	5,250
令和 5		—	188	3,536	90	588	554	0	4,956
令和 6		—	142	3,375	90	575	537	0	4,719
令和 7		—	168	3,338	131	561	526	6,115	10,839

※スラグは覆土材として活用。

イ 公共工事等廃棄物処分場

所在地：日立市滑川町字滑川山 3163 番地の 12

処理方式：安定型最終処分場

供用開始：平成 7 年 7 月

規模	総面積	72,000 m ²	総事業費		469,849 千円
	埋立面積	34,400 m ²			469,849 千円
	埋立容量	約 443,000 m ³	財源	補助金	なし
				その他	

【処分する建設廃棄物の種類と搬入基準】

区 分	搬入の基準
が れ き 類	・ 最大径おおむね 50 cm 以下のもの ・ 中空の状態でないもの ・ 木くず等が混じっていないもの
金 属 類 ガラスくず・陶磁器くず	・ 最大径おおむね 30 cm 以下のもの ・ 中空の状態でないもの
廃 プ ラ ス チ ッ ク ゴ ム く ず	・ 最大径おおむね 15 cm 以下のもの ・ 中空の状態でないもの

【埋立処分状況】

(単位：t)

種別 年度	がれき類 (内災害分)	金属くず	廃プラス チック類	ゴムくず	小計	覆土	合計
令和 3	99.9	0.0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9
	(2)						
令和 4	55.0	0.0	0.0	0.0	55.0	0.0	55.0
	(0)						
令和 5	51.8	0.0	0.0	0.0	51.8	0.0	51.8
	(0)						
令和 6	46.4	0.0	0.0	0.0	46.4	0.0	46.4
	(0)						
令和 7	144.7	0.0	0.0	0.0	144.7	0.0	144.7
	(0)						

滑川山処分場（一般廃棄物最終処分場）

[当初]



[現在]



13 市民相談(通報)対応

(1) ごみの分別等電話相談

ごみの出し方や分別方法など、ごみに関する様々な問い合わせに対して専門知識を持つ職員が対応している。

※右表は、清掃センター対応件数。

年度	件数
令和3	11,658
令和4	11,245
令和5	10,836
令和6	10,754
令和7	7,856

(2) 集積所に関する相談

ア 集積所の新設、廃止及び移動の相談及び申請方法等

イ 集積所の不適正使用によるごみの散乱箇所に対する対応(注意看板設置)

【令和7年度 集積所設置申請件数】

区分	燃えるごみ	再生資源等
新 設	48	15
廃 止	4	10
移 動	26	14

(3) 野焼き・不法投棄等への対応相談 (単位：件)

年度 \ 区分	野焼き	不法投棄	合計
令和3	50	12	62
令和4	50	7	57
令和5	41	0	41
令和6	59	2	61
令和7	33	1	34

※廃棄物減量推進課対応件数。

(4) 動物の死骸処理対応

遺棄された動物の処理については、清掃センターが行うほか、関係機関の協力を得て随時対応している。

(単位：件)

年度 \ 区分	犬	猫	その他	合計
令和3	3	337	303	643
令和4	2	341	295	638
令和5	3	321	314	638
令和6	1	262	374	637
令和7	3	241	398	642

※清掃センター対応件数。

14 災害廃棄物の処理状況

(1) 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理状況

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴い、被災した家屋等から搬出された災害廃棄物を清掃センターのほか臨時集積所で受け入れを行い、適正処理を行った。

平成 23 年 6 月 1 日以降は、災害廃棄物の処理に関する登録申請があった被災者からの災害廃棄物に限定し、現在も清掃センターで受け入れ、処理を行っている。

ア 災害廃棄物の受入量

(単位：t)

区分 年度	がれき (瓦、ブロック等)	木くず	その他	計
～令和 3 (内平成 22、23 分)	53,430.14 (52,461)	11,432.30 (11,206)	8,442 (8,442)	73,304.44 (72,109)
令和 4	0	0	0	0
令和 5	0	0	0	0
令和 6	0	0	0	0
令和 7	0	0	0	0
計	53,430.14	11,432.30	8,442	73,304.44

※その他には、粗大ごみや漁網などが含まれる。

イ 災害廃棄物の処理量

(単位：t)

区分 年度	焼却	埋立	資源化	計
～令和 3	7,761.30	57,654.14	7,889.00	73,304.44
令和 4	0	0	0	0
令和 5	0	0	0	0
令和 6	0	0	0	0
令和 7	0	0	0	0
計	7,761.30	57,654.14	7,889.00	73,304.44

※資源化には、チップ化した木くず、金属類、家電製品などがある。

(2) 令和5年台風13号に伴う線状降水帯による災害廃棄物の処理状況

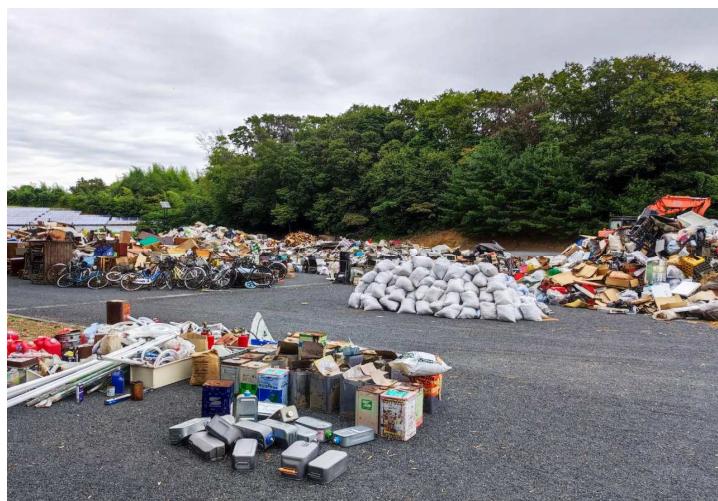
令和5年9月8日の台風13号に伴う線状降水帯の影響により、市内で観測史上最大の1時間97ミリの猛烈な降水量を記録し、河川の氾濫や土砂災害等で多数の家屋等が被災した。被災した家屋から搬出された災害廃棄物は、市内4箇所の仮置場で受け入れを行うほか、被災者自身で搬出できない高齢者等に対して戸別収集を行うなど、災害復旧の支援と災害ごみの迅速かつ適正な処理を行った。

仮置場の閉鎖後は、令和5年11月まで清掃センターで災害ごみの受け入れを行い、適正処理を行った。

ア 災害廃棄物の受入量

(単位：t)

種類	受入量
木くず	217.85
コンクリートがら等	75.75
金属くず	37.3
可燃物	181.05
不燃物	36.03
腐敗性廃棄物	71.02
廃家電製品	39.29
その他	285.34
計	943.63



災害ごみ仮置場の様子

※ 市民が直接清掃センターへ搬入した災害ごみは、通常の処理ルートで処理していることから、本表には含まず、通常の火災・災害ごみとして集計している。

イ 災害廃棄物の処理量

(単位：t)

区分	焼却	破砕・埋立て等	資源化	計
年度				
処理量	181.05	733.26	29.32	943.63

※1 焼却は、仮置場から清掃センターへ搬入して焼却処理している。

※2 破砕・埋立て等及び資源化は、仮置場から外部の処理施設へ搬入して処理している。

ウ 仮置場の運営状況

仮置場設置場所	搬入台数(台)	設置期間
伊師浜海水浴場駐車場	1,157	令和5年9月9日(土) から9月30日(土)
日立市民運動公園臨時駐車場	1,640	
日立武道館駐車場	408	令和5年9月9日(土) から9月20日(水)
なぎさ公園駐車場	406	
合計	3,611	